

五島市監査委員公表第9号

平成29年度定期監査（後期）の結果に基づく措置について、五島市教育長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和2年4月10日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 神之浦伊佐男様

五島市教育委員会
教育長 藤田清人

平成29年度定期監査（後期）の結果に基づく措置について

平成30年3月22日付け29五監第597号による平成29年度定期監査の結果に基づく意見について、次のとおり措置を講じましたので報告いたします。

記

1 監査の対象

教育委員会総務課、学校教育課、生涯学習課、学校給食センター、文化会館、勤労福祉センター、観光歴史資料館、図書館、小中学校、福江幼稚園、教育委員会分室

2 指摘事項等

(3) 準公金等に関する事務について

<意見>

今回の定期監査において、小中学校における準公金の取扱いについて調査を行ったところ、実地調査を行った学校においては、収入及び支出と証拠書類等との整合、預金通帳、銀行届出印及び領収書の保管状況など準公金に係る事務はおおむね適正であると認められたものの、収入及び支出に当たって文書による決裁を受けておらず、出納整理簿が整備されていないものがあつた。また、準公金取扱事務に関して統一的な規程がなく、それぞれ独自に管理している状況であつた。

市長においては、準公金規程及び各団体の経理規程にのっとり、準公金の適正な管理に努めているところであり、小中学校においても、準公金の適正な事務の執行及び職員による事件及び事故を未然に防ぐことの必要性を認識し、統一的な事務処理手続を定め、適正かつ安全な管理体制の整備に努められたい。

また、学校においては、準公金規程に規定する準公金に該当しない保護者からの徴収金を取り扱っているが、これらの徴収金については、学校教育活動に必要な経費であること及び学校という公の施設において会計処理が行われることから、準公金と同様に統一的な事務処理手続を定め、適正に取り扱われたい。

【講じた措置】

(教育委員会総務課 小中学校)

統一した事務処理手続きを行うよう「五島市立学校準公金取扱事務処理要領」を制定し、令和2年4月1日から施行することとしました。